

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

○建築基準法による一団地の区域(二件)……………一

……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………一

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………一

……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一

○都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)……………二

公告

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………四

……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………四

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(同)……………五

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………六

……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………六

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(同)……………九

○都市計画事業の施行……………(建設局三環状道路整備推進部管理課)……………九

告示

●東京都告示第千五百九十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条

の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規

定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十四年十一月五日

東京都知事代理

副知事 猪 瀬 直 樹

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

江戸川区船堀一丁目九百二十八番から九百三十九番まで、九百六十三番から九百六十六番まで、九百六十七番一、九百六十八番一、九百六十九番、九百七十番、九百七十一番一、九百七十二番一、九百七十三番、九百七十四番及び九百七十五番一

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千五百九十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条

第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十四年十一月五日

東京都知事代理

副知事 猪 瀬 直 樹

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

板橋区高島平一丁目六十九番六から同番九まで、同番二十九及び七十三番一から同番六まで

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千五百九十四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条

第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法

第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年十一月五日

東京都知事代理

副知事 猪 瀬 直 樹

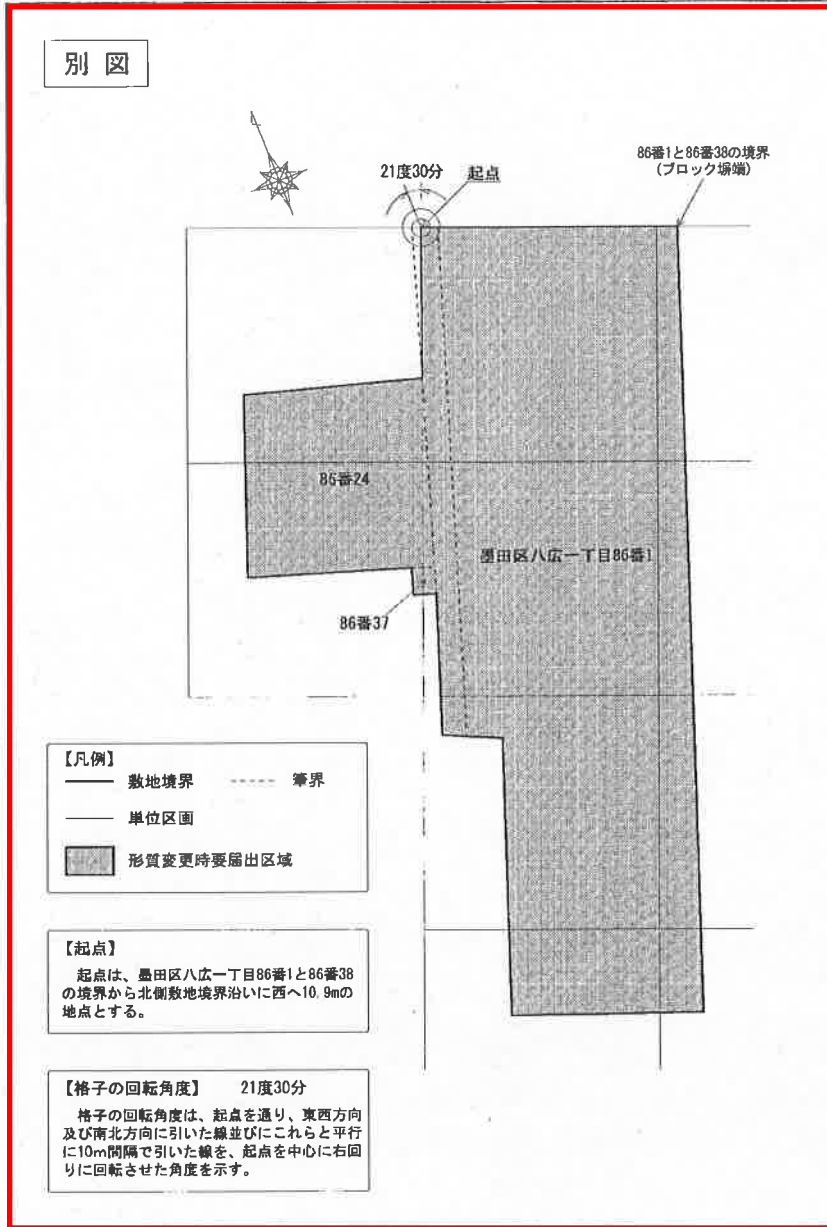
一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(墨田区八広一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物、一・一ジクロロエチレン、シス-

一・二ジクロロエチレン、ジクロロメタン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第千五百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年十一月五日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月五日

東京都知事代理

副知事 猪 瀬 直 樹

- 一 (一) 路線名 環状六号
- (二) 変更の区間 豊島区西池袋四丁目十八番十五地先から同所十番十地先まで
- (三) 変更の概要 別図表示①のとおり
- 二 (一) 路線名 池袋谷原
- (二) 変更の区間 豊島区西池袋四丁目十番六地先から同区長崎一丁目十九番八地先まで
- (三) 変更の概要 別図表示②のとおり